

## 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領

平成27年5月21日	初等中等教育局長裁定
平成28年10月4日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
平成30年8月16日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年3月10日	一部改正
令和2年3月16日	一部改正
令和2年3月24日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正
令和3年2月4日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年2月28日	一部改正
令和4年4月18日	一部改正
令和4年8月2日	一部改正
令和5年2月10日	一部改正
令和5年6月26日	一部改正

### （通則）

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第23条の規定に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1. 事業の内容

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は、次の取組により実施する事業とする。

- ① 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備  
（内容については、別紙1のとおり）
- ② 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援  
（内容については、別紙2のとおり）
- ③ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援  
（内容については別紙3のとおり）
- ④ 認定こども園等の業務体制への支援  
（内容については別紙4のとおり）
- ⑤ 園務改善のためのICT化支援  
（内容については別紙5のとおり）

### 2. 交付額の算定方法について

ア. ①～⑤（2. イ、ウ、エを除く。）に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内とする。なお、交付基準額等については、別紙1～5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ. ①の整備を幼稚園が行う場合、交付金の額については、交付対象経費の1/3以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ウ. ①のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に係る交付金の額については、公立幼稚園は設置者の事業費（交付対象経費）の1/2以内、私立幼稚園は都道府県の事業費（交付対象経費）の1/2以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

エ. ⑤に係る交付金の額については、交付対象経費の3/4以内とする。なお、交付基準額等については、別紙5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 3. 財産処分の制限等

都道府県及び学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第18条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

4. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

5. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

### 6. 留意事項

- ・上記の各取組間及び、③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援については、こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金による支援事業と連携を図ること。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

### 7. 電磁的方法による提出・通知等

- ・本要領に基づく報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
- ・本要領に基づく通知その他文部科学省から連絡するもの（以下「通知等」という。）については、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

附則（平成30年8月16日 30文科初第713号）

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年3月10日 元文科初第1661号）

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月16日 元文科初第1719号）

この要領は、令和2年3月16日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月24日 元文科初第1785号）

この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附則（令和2年7月3日 2文科初第488号）

この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年2月4日 2文科初第1649号）

この要領は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日 2文科初第2121号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年2月28日 3文科初第2061号）

この要領は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附則（令和4年4月18日 4文科初第271号）

この要領は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和4年8月2日 4文科初第1021号）

この要領は、令和4年8月2日から施行する。

附則（令和4年2月10日 4文科初第2050号）

この要領は、令和5年2月10日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附則（令和5年6月26日 5文科初第648号）

この要領は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 別紙 1

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

#### 1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

- ①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

- ①学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）
- ②都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。②について以下同じ。）の設置者

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

- ①遊具等環境整備 1施設当たり 2,000千円
- ②保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費
  - （認可定員19人以下の施設） 1施設当たり 300千円
  - （認可定員20人以上59人以下の施設） 1施設当たり 400千円
  - （認可定員60人以上の施設） 1施設当たり 500千円

##### (2) 負担割合

- ①遊具等環境整備
  - ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園  
国1/2、事業者1/2
  - イ 幼稚園  
国1/3、事業者2/3
- ②保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費
  - ア 公立幼稚園  
設置者の事業費（交付対象経費）のうち、1/2以内を国が負担
  - イ 私立幼稚園  
都道府県の事業費（交付対象経費）のうち、1/2以内を国が負担

#### 4 対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。また、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）  
ただし、令和4年度補正予算（第2号）については、前述の経費のうち新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限る。

#### 5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1/2以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。

## 別紙 2

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

#### 1 目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

##### (2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

##### (3) 実施主体

都道府県

##### (4) 事業者

都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

研修参加教職員 1 人当たり 6, 250 円

##### (2) 負担割合

国 1 / 2、事業者 1 / 2

#### 4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

### 1 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

#### (2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 実施要件

- ① 対象となる施設は、認定こども園等であること。
- ② 対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

##### ア 免許取得にかかる受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

##### イ 代替幼稚園教諭雇上費

こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

#### (4) 支払い

免許取得にかかる受講料等は、対象者が幼稚園教諭免許状を授与され、認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、原則免許取得後1年以上対象施設に勤務すること。

代替幼稚園教諭雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うことができる。

### 3 交付基準額・負担割合

#### (1) 交付基準額

##### ① 免許取得にかかる受講料等

本事業の対象となる者1人につき、免許取得に要した経費の1/2を交付対象とし、100千円を上限とする。

##### ② 代替幼稚園教諭雇上費

1日当たり 7,220円

#### (2) 負担割合

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### 4 対象経費

免許取得に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

### 5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、免許取得に係る科目等の受講の開始日の属する年度中に、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。



## 別紙 4

### 認定こども園等の業務体制への支援

#### 1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担の軽減及び園務の平準化に必要な費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子供を安心・安全に育むことのできる業務体制の整備を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

##### ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

##### ②補助員等配置による園務の平準化支援

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告（登園管理システムを導入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。）等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用を補助する。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

①学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

②施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

①事務職員等雇上費等	1 施設当たり	1, 600 千円
②補助員等雇上費等	1 施設当たり	225 千円

（②は上限額であり、雇上期間や勤務日数に応じて算定することとする。）

##### (2) 負担割合

国 1 / 2 事業者 1 / 2

#### 4 対象経費

- ①認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等
- ②登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

#### 5 留意事項

##### ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- ・ 交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。
- ・ すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。

##### ②補助員等配置による園務の平準化支援

- ・ 補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負荷を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ること。
- ・ 補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。
- ・ 配置初年度に係る経費のみを補助対象とすること。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められない。
- ・ チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められない。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分がわかるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

## 別紙5

### 園務改善のための ICT 化支援

#### 1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、ICT 環境の整備を促進し、教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### （1）内容

幼稚園における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務の ICT 化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICT の活用による教育の質の向上を図るために必要な費用の補助を行う。

##### （2）実施主体

都道府県

##### （3）事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人

##### （4）対象施設

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### （1）交付基準額

1施設当たり 1,000千円

##### （2）負担割合

国3/4、事業者1/4

#### 4 対象経費

園務改善に資する ICT 化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象とする。

ただし、令和3年度当初予算については、備品の購入費は原則としてシステムの導入に要する経費の半額までを補助対象とする。

令和3年度補正予算（第1号）、令和4年度当初予算及び令和4年度補正予算（第2号）については、パソコン・タブレット等の備品のみの購入も対象とするが、具体的な使用

目的を定めた上で申請すること。

## 5 留意事項

- ・園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。
- ・ICT化に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものでなければならない。
- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料や保守費等については、原則単年度の契約とすること。（複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。）
- ・すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については対象とならない。
- ・通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。